

## 被災地等支援助成に関する要綱

令和4年11月11日  
企画調整局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付に関して必要な事項を定める。

### (対象団体)

第2条 助成事業の対象となる団体（以下「団体」という。）は、全国各地の被災地又は市内で阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動を行う団体で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動拠点があること
- (2) 営利を主目的とした団体でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に經營に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

### (対象活動)

第3条 助成の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ①全国各地の被災地（災害救助法適用地域、以下同じ。）で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動、又は、②全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動であること
- (2) 助成対象期間に実施される活動であること
- (3) 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動でないこと
- (4) 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと
- (5) 宗教的活動又は政治的活動でないこと
- (6) 市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと
- (7) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- (8) 法令に違反した活動でないこと
- (9) 公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと

2 市内又は市外で大規模災害が発生した場合に実施する緊急の復旧復興活動に対する助成については、別途定める。

(対象経費)

第4条 助成事業の対象となる経費は、団体が当該年度内に実施する対象活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1)報償費のうち、謝礼等に要する経費
- (2)役務費のうち、通信（切手代等）、運搬、広告、手数料に要する経費
- (3)委託費のうち、外部発注や広報物の制作等に要する経費
- (4)使用料のうち、会場使用（付帯設備使用料を含む）、会場設営、車両等の賃借等に要する経費
- (5)備品・消耗品費のうち、材料購入、印刷等に要する経費（飲食にかかる経費を除く）  
〔単価は5万円を上限とする〕
- (6)保険料のうち、活動保険等に要する経費
- (7)旅費のうち、交通（航空運賃、鉄道運賃等）、宿泊に要する経費[一人1泊1万円（税込み）を上限とする]

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1)助成金交付申請書（様式第1号）  
（第3条第1項第1号①の活動により助成金の交付を受けようとするとき）
- (2)助成金交付申請書（様式第2号）  
（第3条第1項第1号②の活動により助成金の交付を受けようとするとき）
- (3)収支予算書（様式第3号）
- (4)事業計画書
- (5)申請団体の概要が分かる資料

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内で次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「全国各地の被災地で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動」を行う場合は、総活動費の範囲内で50万円を上限とする。
- (2)「全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動」を行う場合は、総活動費の範囲内で25万円を上限とする。

(助成対象期間)

第7条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(要件審査)

第8条 市長は、申請をする団体及びその活動が第2条及び第3条に定める要件に明らか

に該当しないと認められる場合は、理由を付して不採択である旨を助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請団体に通知するものとする。

(選考委員会)

第9条 市長は、助成の採択団体（以下「採択団体」という。）を選考するため、選考委員会を設置するものとする。

2 選考委員会は、申請書類の内容について、公益性、計画性、効果の項目に基づき総合的に審査し、市長に報告する。

3 選考委員は、原則非公開とする。

4 市長は、選考委員会の報告をふまえ、採択団体を決定するものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条第4項の決定に基づき、補助金規則第6条による助成金の交付を行うときは、次に掲げる書類により申請団体に通知するものとする。

(1) 助成金交付決定通知書（様式第5号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請団体に通知するものとする。

(1) 助成金不交付決定通知書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前二項の場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(助成金の概算払の請求)

第11条 助成金は、前条の交付決定後、概算払ができる。採択団体は、助成金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めたときは、採択団体に対し、概算払で助成金を交付する。

2 概算払の額は、交付決定額の2分の1以内とする。

(助成事業の変更等)

第12条 採択団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第7号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成金交付決定変更通知書（様式第9号）又は助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第10号）により、採択団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の判断を行う場合、あらかじめ第10条第1項に定める選考委員会の意見

を聞くことができる。

(実績報告書の提出)

第13条 採択団体は、補助金規則第15条に基づき助成事業の実績を報告しようとするときは、活動終了後10日以内、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 助成事業実績報告書（様式第11号）

(2) 収支決算報告書（様式第12号）

(3) 事業の実施状況が確認できる書類（事業に要した費用を証する書類を含む）

(4) その他活動の内容が分かる書類（記録写真等）

2 市長は、採択団体に対し、公開活動報告会での活動報告を求めることができる。

(交付額の確定及び精算)

第14条 市長は、補助金規則第16条による助成金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに採択団体に通知するものとする。

(1) 助成金額確定通知書（様式第13号）

(2) その他市長が認める書類

2 市長は、補助金規則第16条により助成金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 採択団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(助成金の請求)

第15条 採択団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第14号）を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を採択団体に支払うものとする。

(必要な調査等)

第16条 市長は、採択団体に対し、対象活動について必要な調査等を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第15号）により当該採択団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。